#### 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月1日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社ベネッセホールディングス 【届出者の住所又は所在地】 岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号

【最寄りの連絡場所】 東京都多摩市落合一丁目34番地

【電話番号】 042-356-0808

【事務連絡者氏名】 広報・IR部長 増本 勝彦

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 同上 【最寄りの連絡場所】 同上 同上 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社ベネッセホールディングス

(岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1)本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ベネッセホールディングスをいいます。 (注2)本書中の「対象者」とは、株式会社アップをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と 一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6)本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38 号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

### 第1【公開買付要項】 1【対象者名】

株式会社アップ

## 2【買付け等をする株券等の種類】 普通株式

#### 3【買付け等の目的】

#### (1)本公開買付けの概要

当社は、本届出書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している対象者の普通株式1,560,282株(対象者が平成23年11月14日に提出した第35期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(10,309,200株)に対する所有株式数の割合(以下「所有割合」といいます。):15.13%(小数点以下第三位を四捨五入))を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。当社は、平成24年1月31日開催の取締役会において、当社が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び対象者の筆頭株主であり、対象者の取締役会長である木下雅勝氏(以下「木下氏」といいます。)が代表取締役を務める株式会社マルユ(以下「マルユ」といいます。)が所有する対象者の普通株式2,040,000株(所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))のうち1,040,000株(所有割合:10.09%(小数点以下第三位を四捨五入)。以下「応募対象外株式」といいます。)を除く対象者の発行済普通株式の全てを取得することにより対象者普通株式を非公開化するための一連の取引の一環として、本届出書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を開始することを決議いたしました。

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で公開買付応募契約(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を締結し、(i)マルユが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルユによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日現在、当該担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています(なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「(7)公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を4,272,418株(対象者が平成23年11月14日に提出した第35期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(10,309,200株)から、対象者が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成23年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(105株)を控除した株式数(10,309,095株)に係る議決権の数(103,090個)の3分の2に相当する議決権の数(68,727個(小数点以下切り上げ。))に係る対象者株式の数(6,872,700株)から、応募対象外株式の数(1,040,000株)及び本届出書提出日現在当社が所有する対象者株式の数(1,560,282株)の合計数を控除した株式数)と設定しておりますので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、当社は応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、当社は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て(但し、当社が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け後に、対象者の株主を当社及びマルユのみ(但し、本公開買付け後の対象者の株主の状況等を踏まえ、対象者の株主を当社及びマルユのみとすることが困難であると当社が判断する場合は、当社のみ)とするための手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)の実施を要請する予定です。

当社、マルユ及び木下氏は、本スクイーズアウト手続完了後の対象者の株主が当社のみとなる場合であってもマルユ又は木下氏のいずれかが対象者の株主となるよう、本公開買付応募契約において、マルユ又は木下氏のいずれかは、本スクイーズアウト手続の実施により対象者の株主が当社のみとなった場合、本スクイーズアウト手続の完了後速やかに、当社の要請に従い、マルユ又は木下氏のいずれかの対象者に対する出資比率(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合をいいます。)が5%程度となるよう、対象者に出資(以下「本件再出資」といいます。)する旨を合意しております

。 なお、対象者が平成24年 1月31日に公表した「株式会社ベネッセホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、当社、マルユ及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)から取得した対象者の株式価値に関する算定書並びに当社、マルユ及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、上記取締役会では、当社の100%子会社である株式会社ベネッセコーポレーションの顧問を兼任する対象者取締役会長の木下氏、並びに当社及び株式会社ベネッセコーポレーションより派遣されている2名の社外取締役(明田 英治氏、坪井 伸介氏)を除く対象者取締役全員が出席し、定足数を満たした適法な取締役会が開催され、当該出席した対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、独立役員である社外監査役を含む対象者監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程

当社グループは、「一人ひとりの『よく生きる』を実現するために、人々の向上意欲と課題解決を生涯にわたって支援する」という企業理念の下、教育事業、生活事業、シニア・介護事業、及び語学・グローバル人材教育事業等の事業を展開しており、これらの各事業の中でも、教育事業はまさに上記企業理念実現のための中核的事業と位置付けております。これからの社会は少子高齢化がますます進むとともに、デジタル化、グローバル化によって変化し続けていきます。そのなかで、子どもたちが、どんな環境においても生き抜くために、また、自分の未来を切り開いていくために、当社グループの果たすべき役割は非常に重いものと受けとめています。

当社グループは、教育事業の中でも、幼児向けの「こどもちゃれんじ」や小学生から高校生までを対象にした「進研ゼミ」といった通信教育事業を基幹事業として展開しており、平成23年4月時点で403万人の会員を有するなど、全国で圧倒的な支持をいただいています。

また、少子化や国による教育内容・教育制度の見直しといった環境変化の中、お客さまの教育に対するニーズの多様化・個別化が進展しているため、当社グループは、かかる顧客ニーズに合わせて、通信教育事業において、教科書別、レベル別などに丁寧に対応するほか、平成20年4月からは従来の紙媒体中心の教材にWEBを組み合わせた画期的な講座(プラスアイ)を中学生向け事業からスタートさせ、平成23年春からは高校生向けにもWEBを組み合わせた講座(パソコンに加えてモバイルでの学習も可能)を開始しており、今後も時代に対応したモデルへの変革に積極的に取組む方針です。

さらに、当社グループは、子どもたちの学習意欲を幅広く支援していきたいとの想いから、平成18年以降、株式会社お茶の水ゼミナールや株式会社東京個別指導学院、株式会社東京教育研(鉄緑会)などをグループ化し、学習塾・予備校事業にも本格的に取り組んでおり、これにより当社グループの教育事業のさらなる伸長を図っております。通信教育事業と学習塾・予備校事業との間で教育プログラムやノウハウを融合することで、教育事業としてのシナジー効果も高まっています。

加えて、当社グループは、教育事業として学校向け事業にも取り組んでおり、全国の高校の90%に対して商品・サービスを提供しております。今後も、高校向け模擬試験「進研模試」や進路支援教材「スタディ・サポート」などで、学校、先生を通して、たくさんの「学ぶ喜びと成果の実感」をお届けできるよう、子どもたちの向上意欲に応えていきます。

一方、対象者は、「豊かな社会を創る人材を育てる」という企業理念の下、子どもたちの全人格を育てることを目的としている企業であり、民間教育機関として、時代によって変化する教育ニーズを敏感にキャッチしながら私塾から総合教育サービスを提供する企業へと発展してまいりました。

対象者は現在、兵庫県西宮市を中心に阪神間と奈良、京都で、幼児から社会人までを対象に、現役大学合格を目指す「研伸館高校生課程」、中高一貫の有名国・私立中学生を対象に大学受験を意識した受験指導を行う「研伸館中学生課程」、国・私立中学受験部門「進学館」、小・中学生・高1生対象の「開進館」、小・中・高校生の個別ニーズに応える「個別館」、幼児から成人を対象に真のコミュニケーション能力を育成する英会話部門「アナップ」、次代の知的理系人間を育む科学実験教室「サイエンスラボ」、知恵を育む幼児教室「こどもカレッジ」、レゴブロックを使ったユニークな教室「レゴ エデュケーション センター」等の教室事業を展開しており、かつ、多くの優秀な講師陣を抱え、受験生と保護者の方々からも支持を得ており、高いブランド力を保持しています。

また、対象者は、新たな教育サービスの形の1つとして、受講者が遠隔地にいても通信技術を使ってライブ(双方向)授業に参加できる「E-Lecture」や、授業を完全に自動収録できるVOD(ビデオオンデマンド)ラーニングシステムを導入しており、今後もデジタル化の可能性をさらに追求する方針です。

当社及び対象者は、平成14年8月に資本・業務提携を開始しておりましたが、学習塾・予備校事業、特に首都圏戦略の強化及び教育事業全体の両社での発展を目的として、両社の関係をより強固なものとするために、平成22年5月に新たな「資本・業務提携契約」及び「株式譲渡契約」を締結いたしました。

対象者は、上記「資本・業務提携契約」及び「株式譲渡契約」に基づき、平成22年5月31日付で当社の100%子会社であった株式会社お茶の水ゼミナールの発行済株式総数の50%(取得金額229百万円)を取得し、関連会社とするとともに、平成22年5月31日付で株式会社お茶の水ゼミナールに対し社外取締役3名を派遣しております。

また、当社は、上記「資本・業務提携契約」に基づき、平成22年6月24日付で対象者に対し社外取締役2名を派遣するとともに、平成22年12月17日付で対象者の自己株式479,382株を引き受ける等により、対象者株式の所有割合を15%強に高め、対象者を持分法適用関連会社としております。

さらに、当社及び対象者は、上記「資本・業務提携契約」に基づき、経営上の各種情報・ノウハウについての交換、共有として、当社グループが既に持つ教材開発などのコンテンツやノウハウと、対象者が保有する優秀な講師陣や教育コンテンツとを組み合わせることによるシナジー効果を得ることを目的に、協業の検討を進めること、木下氏を、当社の100%子会社である株式会社ベネッセコーポレーションの顧問に招聘し、当社グループ全体の通信教育事業及び学習塾・予備校事業、並びに模試事業についての助言をしていただくこと等を実施しております。

こうした資本・業務提携の一つの成果として、両社が協力して経営にあたった株式会社お茶の水ゼミナールにおいては、対象者の教室事業における経験やノウハウの提供を受けつつ、DMやWEB等によるマーケティング手法、「進研模試」解説授業、豊富なデータを活かした進路指導の強化など、当社の経営資源を活用した施策を実施した結果、業績の大幅な向上を達成しております。

また、当社グループの今後の教室事業戦略を検討するプロジェクトチームに対象者の幹部も参加するなどによって両社間の人的交流を深めていく中で、お互いの「教育」に関する想いの強さや経営理念が近いことなどを確認することができるに至っております。

このような中、当社及び対象者は、平成23年11月以降、両社のより一層の企業価値・顧客満足度の向上に資するための施 策につき、具体的な協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者においては、当社の対象者に対する現状の出資比率では、相互の商品、サービス、教室、人材等の経営資源を積極的に活用することには一定の制約があり、また、当社及び対象者の双方が、自身の利益を優先的に意識せざるを得ない状況であることから、戦略上の全体最適を効率的に追求するのが難しいという課題がクローズアップされるようになり、次第に両社が同じグループとして協力していくべきとの認識が形成されていきました。そして、両社が同じグループとしての協力関係を形成する時期についても、競争激化の中で業界再編の動きが再び活発化しつつあり、また、複数の会社がWEBや情報端末を活用した新サービスを打ち出すなどの新たな動きも広まっていることから、できるだけ迅速に行うべきであるとの合意が形成されました。

さらに、当社及び対象者は、より一層の企業価値・顧客満足度の向上に資するための具体的施策について、当社が対象者を非公開化することで当社と対象者が同じグループとなることにより、(i)対象者においても上記の株式会社お茶の水ゼミナールに対して実施したのと同様に、DMやWEB等によるマーケティング手法や「進研模試」解説授業、豊富なデータを活かした進路指導の強化など、当社の経営資源を活用した施策を実行することにより、少子化と競争激化の影響下にある対象者の業績について、一層の向上が期待できること、(ii)対象者の持つ教室事業における豊富な経験やノウハウと、同事業に精通した多数の人材は、教室事業への進出が遅かった当社グループにとっては非常に魅力的であり、国内に限らず、当社教育事業の海外展開、特に今後計画している教室事業の展開にとって、その成功確度と取組スピードを高めるために大いに役立つと考えられること、(iii)対象者においても、現状では社員の活躍の場が限定されているという課題を認識しており、グローバル展開を視野に入れた当社グループとの関係強化により対象者社員のキャリアの選択肢を大幅に広げることができ、その結果、社員のモチベーションを高めることができること等の効果を得ることができるとの判断に至りました。

以上のような協議・検討の結果、両社は、当社及びマルユ又は木下氏のみを対象者の株主とし、当社及び対象者の連携を強化し、双方がお互いの経営資源をより有効に活用することで、企業価値と顧客満足度の向上を早期に実行するために、対象者が当社グループの一員として更なる業務拡大を企図することが、両社それぞれのステークホルダーの利益に資するものと判断し、平成24年1月31日に本公開買付けの実施を決定いたしました。

#### (3)本公開買付け後の経営方針

当社は、本公開買付け成立後における対象者の経営方針として、双方の経営資源を活用したシナジー創出を早期に実現させるべく、必要な施策並びにその推進体制について協議のうえ、実行に移していく考えです。また、本公開買付け後の対象者の経営体制については、基本的に現状維持し、一方で早期にシナジーを極大化するために、当社からの派遣役員を増員する予定です。派遣する役員の詳細については、本公開買付けが成立した後に確定することを予定しております。

なお、対象者の取締役会長である木下氏については、対象者の創業者であり、長年にわたって対象者の経営に携わってきたこと、教室事業での豊富な経験と業界内のネットワークを保有していることなどから、当社の100%子会社である株式会社ベネッセコーポレーションの顧問として当社グループ全体の通信教育事業及び学習塾・予備校事業、並びに模試事業についてアドバイスをいただいておりますが、今後、本公開買付けの実行により当社と対象者とのシナジーを実現し、当社グループの教室事業の拡大及び対象者の業績向上等を達成していくためには、木下氏の継続的な協力が必要不可欠であると当社は考えております。

かかる事情に鑑み、当社は木下氏との間で、本公開買付応募契約において、やむを得ない事由が発生した場合等を除き、 平成27年3月末日までの間は、対象者の取締役の地位を辞任せず、また再任を拒否しないこと、さらに、当社が希望する場合、当該期間経過後の木下氏の対象者の取締役等への就任について、当社との間で誠実に協議することを合意しております。

なお、対象者は、平成24年1月31日に、東京証券取引所において、「平成24年3月期配当を修正し無配とするお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成24年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保する ための措置

当社は、本届出書提出日現在において対象者の親会社ではありませんが、(i)当社は対象者株式1,560,282株を所有しており、対象者は当社の持分法適用関連会社であること、(ii)当社と対象者とは上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程」に記載のとおり資本・業務提携関係にあること等に鑑み、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

#### 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行い、当社は平成24年1月30日に野村證券から株式価値算定書(以下「公開買付者算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

株式会社ベネッセホールディングス(E04939)

公開買付届出書

野村證券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 543円から583円 類似会社比較法 : 445円から697円 DCF法 : 810円から1,879円

市場株価平均法では、平成24年1月30日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日の終値546円、直近1週間の終値の平均値554円(小数点以下四捨五入)、直近1ヶ月間の終値の平均値543円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値568円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値583円(小数点以下四捨五入)をもとに、対象者の1株当たり価値の範囲を543円から583円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり価値の範囲を445円から697円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり価値の範囲を810円から1,879円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者並びに対象者の大株主であるマルユ及び木下氏との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成24年1月31日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,050円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金1,050円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年1月30日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値の546円に対して92.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成24年1月4日から平成24年1月30日まで)の普通株式の普通取引終値の単純平均値543円(小数点以下四捨五入)に対して93.4%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成23年10月31日から平成24年1月30日まで)の普通取引終値の単純平均値568円(小数点以下四捨五入)に対して84.9%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成23年8月1日から平成24年1月30日まで)の普通取引終値の単純平均値583円(小数点以下四捨五入)に対して80.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、本届出書提出日の前営業日である平成24年1月31日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の普通取引終値547円に対して92.0%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となります。

#### 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社から提示された本公開買付価格の評価を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、当社、マルユ及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない大和証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月30日付で同社より株式価値算定書を取得したとのことです。大和証券は、対象者取締役会から対象者の事業環境及び将来の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえて市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の1株当たり株式価値の算定を実施したとのことであり、それぞれの手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。

#### 市場株価法

市場株価法では、平成24年1月27日を評価基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、直近1ヵ月間の終値の単純平均値(544円)(小数点以下四捨五入)、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(570円)(小数点以下四捨五入)及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(583円)(小数点以下四捨五入)を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を544円から583円までと分析したとのことです。

DCF法

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率(加重平均資本コスト)にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を916円から1,130円までと分析したとのことです。

なお、対象者の事業計画において大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

また、対象者は大和証券から買付価格の公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けに関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、マルユ及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所を選任し、堂島総合法律事務所から、本公開買付けに関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ているとのことです。

#### 対象者における利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

対象者プレスリリースによれば、当社の100%子会社である株式会社ベネッセコーポレーションの顧問を兼任する対象者取締役会長の木下氏、並びに当社及び株式会社ベネッセコーポレーションより派遣されている2名の社外取締役(明田 英治氏、坪井 伸介氏)は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成24年1月31日開催の対象者取締役会を含む本公開買付けに関する全ての審議に参加していないとのことです。当該取締役会においては、上記3名を除く対象者取締役全員が出席し、定足数を満たした適法な取締役会が開催され、当該出席した対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、独立役員である社外監査役を含む対象者監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

公開買付けに応募することを推奨することにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。 なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当社、マルユ及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券から取得した対象者の株式価値に関する算定書並びに当社、マルユ及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付価格その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

#### 買付け等の期間を比較的長期に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保すると同時に、他の買付者による買付け等の機会を確保し、もって公正性を担保しております。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、本公開買付けが成立し、本公開買付けにおいて対象者の普通株式の全て(但し、当社が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け後に、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び、対象者の当該株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを、平成24年6月に開催が予定されている対象者の第35回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の付議議案とすることを対象者に対して要請する予定です。

また、本株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が生じますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となるところ、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会における上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日として、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の普通株式は全て全部取得条項が付されたうえで、その全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様(但し、対象者を除きます。)には当該株式の取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることになりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者の別個の種類の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類の株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になる予定です。また、全部取得条項が付された株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類の株式の内容及び数は本届出書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社及びマルユのみ(但し、本公開買付け後の対象者の株主の数については、当社及びマルユのみ(但し、本公開買付け後の対象者の株主の当社及びマルユのみとすることが困難であると当社が判断する場合は、当社及びマルユ(但し、本公開買付け後の対象者の株主の状況等を踏まえ、対象者の株主を当社及びマルユのみとすることが困難であると当社が判断する場合は、当社)以外の対象者の株主の皆様で本公開買付けに応募しなかった株主の皆様に対して交付する当該対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、本スクイーズアウト手続における対象者による全部取得条項が付された株式の取得は、原則として平成24年7月中を目途に行われることが予定されております。

本スクイーズアウト手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は対象者に対し、その有する対象者株式の買取請求を行うことができる旨が定められております。また、(ii)上記 の全部取得条項が付された対象者の普通株式全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得が対象者の本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これら(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、当社は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、又は当社以外の対象者の株主の皆様による対象者株式の所有状況等によっては、上記 から の各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により本スクイーズアウト手続を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性もあります。但し、その場合であっても、当社及びマルユ(但し、本公開買付け後の対象者の株主の状況等を踏まえ、対象者の株主を当社及びマルユのみとすることが困難であると当社が判断する場合は、当社)以外の対象者の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付することを予定しており、当社及びマルユ(但し、本公開買付け後の対象者の株主の状況等を踏まえ、対象者の株主を当社及びマルユのみとすることが困難であると当社が判断する場合は、当社)以外の対象者の株主の皆様に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本書は、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。

#### (6)上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、本届出書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付け において買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、 対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該 当しない場合でも、上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のと おり、当社は、当社及びマルユ(但し、本公開買付け後の対象者の株主の状況等を踏まえ、対象者の株主を当社及びマルユ のみとすることが困難であると当社が判断する場合は、当社)によって対象者の発行済株式の全て(但し、対象者が所有 する自己株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、その場合には東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所 において取引することはできなくなります。

#### (7)公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は本公開買付けにあたり、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マ ルユが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))に ついて、設定された担保権を解除のうえ(マルユによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を 解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う 予定であるとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付 けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び (ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五 入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式 (対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付 けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています

また、当社、マルユ及び木下氏は、本スクイーズアウト手続完了後の対象者の株主が当社のみとなる場合であってもマルユ又は木下氏のいずれかが対象者の株主となるよう、本公開買付応募契約において、マルユ又は木下氏のいずれかは、本スクイーズアウト手続の実施により対象者の株主が当社のみとなった場合、本スクイーズアウト手続の完了後速やかに、当 社の要請に従い、マルユ又は木下氏のいずれかの対象者に対する出資比率(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数 の割合をいいます。)が5%程度となるよう、本件再出資をする旨を合意しております。 その他、本公開買付応募契約の概要は以下のとおりです。

#### 本スクイーズアウト手続に関する合意

マルユ及び木下氏は、 当社との間で、 (i)本スクイーズアウト手続が完了するまでの間、 その所有する対象者の株式 について株主権を行使しないこと、(ii)本公開買付けが成立した場合であって、本株主総会又は本公開買付応募契約 締結日以降に開催される本スクイーズアウト手続の完了前の日を基準日とする対象者の臨時株主総会(以下「本臨 時株主総会」といいます。)及び本株主総会又は本臨時株主総会と同日付で開催される本種類株主総会において対象 者の発行済株式の全部又は一部につき議決権を有するときは、当該株主総会における当該議決権の行使について、当 社の指示に従うこと、並びに(iii)本スクイーズアウト手続が実行されるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行う ことを合意しております。

#### 対象者の役員に関する合意

マルユ及び木下氏は、当社との間で、上記 (ii)記載の対象者株主総会において、当社の指名する者の対象者の取締 役又は監査役への選任が行われるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しております。

また、木下氏は、当社との間で、やむを得ない事由が発生した場合等を除き、平成27年3月末日までの間は、対象者の 取締役の地位を辞任せず、また再任を拒否しないこと、さらに、当社が希望する場合、当該期間経過後の木下氏の対象者の取締役等への就任について、当社との間で誠実に協議することを合意しております。

#### 対象者の株式に関する合意

マルユ及び木下氏は、当社との間で、本公開買付応募契約締結日以降3年間又は木下氏が対象者の取締役等として の地位にある間のいずれか長い期間(以下「譲渡等禁止期間」といいます。)が経過するまでの間、マルユ又は木下 氏はその所有する対象者の株式を譲渡等してはならないこと、及び譲渡等禁止期間後においてマルユ又は木下氏のい ずれかが譲渡等を希望する場合には、当社は、当該譲渡等の相手方に優先して、当社又は当社の指定する者に、当該株 式を譲渡するよう請求することができることを合意しております。

また、当社は、一定の事由((i)木下氏が対象者の取締役でなくなった場合、(ii)応募対象外株式並びに本スクイーズアウト手続により応募対象外株式に代わりマルユが交付を受ける対象者株式及びマルユ又は木下氏のいずれかによる本スクイーズアウト手続完了後の対象者に対する出資により取得する対象者株式(以下「応募対象外株式等」と総称します。)の全部又は一部をマルユが所有している間に、マルユの株主構成が変化した場合、(iii)マルユ又は木下氏が本公開買付応募契約の義務(注1)に違反した場合、(iv)マルユ又は木下氏が本公開買付応募契約の表明及び保証(注2)に違反した場合、又は(v)本スクイーズアウト手続が完了した場合)のいずれかが生じた場合、マルユ又は木下氏のいずれかが所有する対象者の株式の全部を一定の価格で当社又は当社の指定する者に譲渡するよう請求すること(以下「本件コール・オプション」といいます。)ができることとされ、マルユ又は木下氏のいずれかは、一定の事由((i)当社に本公開買付応募契約に定める義務(注3)の違反が存する場合、(ii)当社に本公開買付応募契約に定める表明及び保証(注4)の違反が存する場合、又は(iii)本公開買付応募契約締結日から3年間が経過した場合)のいずれかが生じた場合、その所有する対象者の株式の全部を一定の価格で当社に買い取ることを請求すること(以下「本件ブット・オプション」といいます。)ができることとされております。さらに、マルユ又は木下氏のいずれかが対象者の応募対象外株式等を所有している間に、当社が当社の所有する対象者の株式の全部を第三者へ譲渡等することを希望する場合、マルユ又は木下氏のいずれかはその所有する対象者の応募対象外株式等の全部について、当社による当該第三者への当該譲渡等と同一の条件で当該第三者へ譲渡することを請求することの以下「本件タグ・アロング」といいます。

本公開買付応募契約の解除

マルユ及び木下氏は、当社に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証(注4)の重大な違反が存する場合又は当社に本公開買付応募契約に定める義務(注3)の重大な違反が存する場合には、本公開買付応募契約を解除することができます。

当社は、マルユ又は木下氏に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証(注2)の重大な違反が存する場合、本公開買付応募契約に定める義務(注1)の重大な違反が存する場合、又は本公開買付けに賛同し株主に応募を推奨する旨の対象者の取締役会決議が行われず、当該取締役会決議が変更・撤回され、当該取締役会決議が行われた旨が公表されず、当該取締役会決議が変更・撤回された旨が公表され、若しくは当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが確実ではないと当社が合理的に判断した場合には、本公開買付応募契約を解除することができます。

なお、マルユ若しくは木下氏又は当社のいずれかによって本公開買付応募契約が解除された場合であっても、マルユ及び木下氏がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

(注1)本公開買付応募契約において、マルユ及び木下氏は、上記に記載した各義務のほか、(i)対象者をして通常の業務の 範囲外の行為を行わせない義務、(ii)本公開買付けと抵触する勧誘行為等の禁止義務、(iii)本公開買付けへの応 募以外の方法による対象者の株式の第三者への処分等の禁止義務、(iv)当社の教育事業又は対象者の事業との競業 禁止義務・対象者役職員の勧誘等禁止義務、(v)秘密保持義務及び(vi)契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を 負っております。

- (注2)本公開買付応募契約において、マルユ及び木下氏は、マルユ及び木下氏に関する事項として (i) マルユの適法・有効 な設立及び存続(ii)マルユ及び木下氏による本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の 存在並びにマルユによる本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な手続の履践、(iii)本公開買付応募契約の法 的拘束力及び強制執行可能性、(iv)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、 (v) 本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(vi) 反社会的勢力との関係の不存在、 (vii)対象者普通株式の適法かつ有効な所有、所有する対象者株式に対する負担又は制限の不存在、対象者の株式を 取得する権利の不存在及び対象者の潜在株式等を所有していないこと、所有する対象者株式の帰属に関する第三者からの請求等の不存在、対象者株主としての権利に関する契約等の不存在、並びに(viii)マルユの発行済株式の適法 かつ有効な発行及び潜在株式等の不存在並びにマルユの株主構成を、対象者に関する事項として(i)対象者の適法 ・有効な設立及び存続、( i i ) 反社会的勢力との関係の不存在、( i i i ) 対象者の発行済株式の適法かつ有効な発行、 対象者の潜在株式等の不存在、株主との間の株式の取扱い・経営事項に関する合意の不存在、(iv)有価証券報告書 等の正確性、(v)財務諸表の正確性・公正性及び簿外債務等の不存在、(vi)後発事象の不存在、(vii)対象者の締結する重要な契約の法的拘束力及び強制執行可能性、当該契約についての訴訟等・クレーム等・司法・行政機関等の 判断等の不存在、(viii)事業の遂行上必要な資産の適法かつ有効な所有又は使用権限の保有及びその運営・管理・ 価値に悪影響を及ぼす事由又は現行態様での使用を制限し若しくは支障となる事由の不存在、(ix)事業の遂行上必 要な知的財産権の適法かつ有効な所有又は使用権限の保有及び現行の態様での使用を制限し若しくは支障となる事 由の不存在、対象者による第三者の知的財産権侵害の連絡の未受領、並びに第三者へのライセンス付与の不存在、 (x) 所有又は使用するシステム等の適切な保守等及び現行の態様での使用を制限し若しくは支障となる事由の不存 在、(xi)労働関連の法令等の違反の不存在、労働基準監督署等からの勧告・指導等の不存在、労働災害の不存在、役 職員への金銭支払義務の履行、労働紛争の不存在、労働組合等の不存在、従業員に対する利益供与等又は雇用条件引上 げを要求しうる契約等の不存在、(xii)公租公課等の適時かつ適法な支払い等、(xiii)法令等の遵守及び事業遂行 に必要な許認可等の取得及び遵守、許認可等の無効・取消等となる事由の不存在、(xiv)対象者を当事者とする訴訟等・クレーム等の不存在、(xv)マルユ又は木下氏及びその関係者との間の取引・契約等の不存在、(xvi)開示情報 の正確性、重要情報は全て開示済みであること等、及び未開示の重要事実の不存在、並びに(xvii)本公開賞付応募契 約に関連するマルユ又は木下氏のアドバイザー等への支払いに係る当社又は対象者の負担の不存在を表明及び保証 しております。
- (注3)本公開買付応募契約において、当社は、(i)秘密保持義務及び(ii)契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。
- (注4)本公開買付応募契約において、当社は(i)当社の適法・有効な設立及び存続。(ii)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の存在並びに必要な手続の履践。(iii)本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性。(iv)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践。(v)本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、並びに(vi)反社会的勢力との関係の不存在を表明及び保証しております。

# 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】 (1)【買付け等の期間】 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年2月1日(水曜日)から平成24年3月13日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	平成24年2月1日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】 該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】 該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

(2)【買付け等の価格】	,
株券	普通株式 1株につき、金1,050円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券( )	-
株券等預託証券 ( )	-
算定の基礎	当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立付認券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成24年1月30日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。野村證券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。 市場株価平均法 :543円から583円 類似会社比較法 :445円から697円 DCF法 :810円から1,879円 市場株価平均法では、平成24年1月30日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日の終値546円、直近1ヶ月間の終値の平均値543円(小数点以下四捨五入)、直近1ヶ月間の終値の平均値543円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値583円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値583円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値583円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値583円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値568円(小数点以下四捨五入)な直近3ヶ月間の終値の平均値568円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値583円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値568円(小数点以下四捨五入)をもとに、対象者の1株当たり価値の範囲を543円から583円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり価値の範囲を810円から1,879円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者並びに対象者の大株主であるマルユ及び木下氏との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成24年1月31日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,050円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金1,050円は、本 公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 24年1月30日の東京証券取引所市場第二部における対象者 の普通株式の普通取引終値の546円に対して92.3%(小数 点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成24年1月4 日から平成24年1月30日まで)の普通株式の普通取引終値 の単純平均値543円(小数点以下四捨五入)に対して 93.4%(小数点以下第二位四捨五入)過去3ヶ月間(平 成23年10月31日から平成24年1月30日まで)の普通取引終 値の単純平均値568円(小数点以下四捨五入)に対して 84.9%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平 成23年8月1日から平成24年1月30日まで)の普通取引終 値の単純平均値583円(小数点以下四捨五入)に対して 80.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれ ぞれ加えた金額であり、本届出書提出日の前営業日である 平成24年1月31日の東京証券取引所市場第二部における対 象者普通株式の普通取引終値547円に対して92.0%(小数 点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となり ます。

(本公開買付価格の決定に至る過程)

当社及び対象者は、平成23年11月以降、両社のより一層の企業価値・顧客満足度の向上に資するための施策につき、 具体的な協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、より一層の企業価値・顧客 満足度の向上に資するための具体的施策について、当社が 対象者を非公開化することで当社と対象者が同じグループ となることにより、(i)対象者においても上記の株式会社お 茶の水ゼミナールに対して実施したのと同様に、DMやW EB等によるマーケティング手法や「進研模試」解説授 業、豊富なデータを活かした進路指導の強化など、当社の経 営資源を活用した施策を実行することにより、少子化と競 争激化の影響下にある対象者の業績について、 一層の向上 が期待できること、(ii)対象者の持つ教室事業における豊富な経験やノウハウと、同事業に精通した多数の人材は、教 室事業への進出が遅かった当社グループにとっては非常に 魅力的であり、国内に限らず、当社教育事業の海外展開、特に今後計画している教室事業の展開にとって、その成功確 度と取組スピードを高めるために大いに役立つと考えられ ること、(iii)対象者においても、現状では社員の活躍の場 が限定されているという課題を認識しており、グローバル 展開を視野に入れた当社グループとの関係強化により対象 者社員のキャリアの選択肢を大幅に広げることができ、そ の結果、社員のモチベーションを高めることができること 等の効果を得ることができるとの判断に至りました

以上のような協議・検討の結果、両社は、当社及びマルユ 又は木下氏のみを対象者の株主とし、当社及び対象者の連 携を強化し、双方がお互いの経営資源をより有効に活用す ることで、企業価値と顧客満足度の向上を早期に実行する ために、対象者が当社グループの一員として更なる業務拡 大を企図することが、両社それぞれのステークホルダーの 利益に資するものと判断し、以下の経緯により、本公開買付 価格について決定いたしました。

#### 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成24年1月30日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

#### 当該意見の概要

野村證券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 543円から583円 類似会社比較法 : 445円から697円 D C F 法 : 810円から1,879円

算定の経緯

当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに 至った経緯

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者並びに対象者の大株主であるマルユ及び木下氏との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成24年1月31日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,050円と決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算 定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成24年1月30日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

野村證券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 543円から583円 類似会社比較法 : 445円から697円 D C F 法 : 810円から1,879円

市場株価平均法では、平成24年1月30日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日の終値546円、直近1週間の終値の平均値554円(小数点以下四捨五入)、直近1ヶ月間の終値の平均値543円(小数点以下四捨五入)、直近3ヶ月間の終値の平均値568円(小数点以下四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の平均値583円(小数点以下四捨五入)をもとに、対象者の1株当たり価値の範囲を543円から583円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり価値の範囲を445円から697円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり価値の範囲を810円から1,879円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者並びに対象者の大株主であるマルユ及び木下氏との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成24年1月31日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,050円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金1,050円は、本 公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 24年1月30日の東京証券取引所市場第二部における対象者 の普通株式の普通取引終値の546円に対して92.3%(小数 点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成24年1月4日から平成24年1月30日まで)の普通株式の普通取引終値 の単純平均値543円(小数点以下四捨五入)に対して 93.4%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平 成23年10月31日から平成24年1月30日まで)の普通取引終 値の単純平均値568円(小数点以下四捨五入)に対して 84.9%(小数点以下第二位四捨五入)過去6ヶ月間(平 成23年8月1日から平成24年1月30日まで)の普通取引終 値の単純平均値583円(小数点以下四捨五入)に対して 80.1% (小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれ ぞれ加えた金額であり、本届出書提出日の前営業日である 平成24年1月31日の東京証券取引所市場第二部における対 象者普通株式の普通取引終値547円に対して92.0%(小数 点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額となり ます。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値 算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社から提示された本公開買付価格の評価を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、当社、マルユ及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない大和証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月30日付で同社より株式価値算定書を取得したとのことです。大和証券は、対象者取締役会から対象者の事業環境及び将来の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえて市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の1株当たり株式価値の算定を実施したとのことであり、それぞれの手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。

#### 市場株価法

市場株価法では、平成24年1月27日を評価基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、直近1ヵ月間の終値の単純平均値(544円)(小数点以下四捨五入)、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(570円)(小数点以下四捨五入)及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(583円)(小数点以下四捨五入)を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を544円から583円までと分析したとのことです。

#### DCF法

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率(加重平均資本コスト)にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を916円から1,130円までと分析したとのことです。

なお、対象者の事業計画において大幅な増減益は見込ん でいないとのことです。

また、対象者は大和証券から買付価格の公正性に関する 意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのこ とです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けに関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、マルユ及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所を選任し、堂島総合法律事務所から、本公開買付けに関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ているとのことです。

対象者における利害関係のない取締役及び監査役全員 による承認

対象者プレスリリースによれば、当社の100%子会社であ る株式会社ベネッセコーポレーションの顧問を兼任する対 象者取締役会長の木下氏、並びに当社及び株式会社ベネッ セコーポレーションより派遣されている2名の社外取締役 (明田 英治氏、坪井 伸介氏)は、利益相反の疑いを回避す る観点から、平成24年1月31日開催の対象者取締役会を含 む本公開買付けに関する全ての審議に参加していないとの :とです。当該取締役会においては、上記3名を除く対象者 取締役全員が出席し、定足数を満たした適法な取締役会が 開催され、当該出席した対象者取締役の全員の賛成により、 本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対 象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨す る旨を決議したとのことです。また、独立役員である社外監 査役を含む対象者監査役の全員が当該取締役会に参加し、 いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意 見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付 けに応募することを推奨することにつき異議がない旨の意 見を述べたとのことです

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当社、マルユ及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券から取得した対象者の株式価値に関する算定書並びに当社、マルユ及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付価格その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

#### (3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,708,813 (株)	4,272,418 (株)	- (株)

- (注1)応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,272,418株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,272,418株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3)上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成23年11月14日に提出した第35期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(10,309,200株)から、対象者が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成23年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(105株)、本届出書提出日現在公開買付者が所有する対象者株式の数(1,560,282株)及び応募対象外株式の数(1,040,000株)の合計数を控除した株式数となります。
- (注4)単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	77,088
a のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議 決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(d)	15,602
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議 決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)	33,631
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議 決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年 9 月30日現在)(個)(j)	103,083
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	74.78
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

<sup>(</sup>注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(7,708,813株)に係る議 決権の数を記載しております。

<sup>(</sup>注2)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、応募対象外株式を除く特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)」から応募対象外株式に係る議決権の数(10,400個)を控除した数は分子に加算しておりません。

- (注3)「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成23年11月14日に提出した第35期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行する全ての株式(但し、当社が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び応募対象外株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(10,309,200株)から、対象者が平成23年10月28日に公表した「平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成23年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(105株)を控除した株式数に係る議決権の数(103,090個)を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)。
- (注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における 株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 6【株券等の取得に関する許可等】

#### (1)【株券等の種類】

普通株式

#### (2)【根拠法令】

公開買付者は、本公開買付けによる対象者の株券等の取得につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本件株式取得を行うことができません(以下、本件株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが(同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(独占禁止法第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成23年12月22日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。従って、本件株式取得に関しては、平成24年1月21日の経過をもって、取得禁止期間は終了しており、また、公開買付者は、公正取引委員会より平成24年1月10日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、平成24年1月10日をもって措置期間は終了しております。

#### (3)【許可等の日付及び番号】

許可等をした機関の名称 公正取引委員会

許可等の日付 平成24年1月10日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号 平成24年1月10日付公経企第17号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号を記載しております。)

#### 7【応募及び契約の解除の方法】

#### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(https://nc.nomura.co.jp/)(以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

#### (注1)ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

#### おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート)

国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせて頂きます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者) の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認 した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認 書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(https://nc.nomura.co.jp/)、又は野村ネット&コールカスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### (2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(https://nc.nomura.co.jp/)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コールカスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください(公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。)。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

#### 解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

#### (3)【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還 します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

#### 8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資全等】

	•
買付代金(円)(a)	8,094,253,650
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料 (b)	70,000,000
その他 ( c )	5,000,000
合計(a)+(b)+(c)	8,169,253,650

- (注1)「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(7,708,813株)に、本公開買付価格(1,050円)を 乗じた金額です。
- (注2)「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。 (注3)「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費 用の見積額です。
- (注4)上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定で す。

#### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	13,461,506
計(a)	13,461,506

#### 【届出日前の借入金】

イ【全融機関】

<del></del>	<u> </u>			
	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
		-		

#### 口【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
	計		-

## 【届出日以後に借入れを予定している資金】 <u>イ【金融機関</u>】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	•	-	-	-
2	-	-	-	-
	計(b) -			

#### 口【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

#### 【その他資全調達方法】

内容	金額 (千円)
-	-
計(d)	•

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】 13,461,506千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

- (3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】 該当事項はありません。
- 9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】 該当事項はありません。
- 10【決済の方法】
- (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
- (2)【決済の開始日】 平成24年3月21日(水曜日)

#### (3)【決済の方法】

〜 公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(https://nc.nomura.co.jp/)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

#### (4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)。

#### 11【その他買付け等の条件及び方法】

#### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,272,418株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,272,418株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

#### (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### (3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### (4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはあ りません。

#### (5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

EDINET提出書類

株式会社ベネッセホールディングス(E04939)

公開買付届出書

#### (6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### (7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### (8)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の 州際通商又は国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。 また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報又は買付けに関する書類(その写しを含みます。)を、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け又は公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

#### 第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に対する 所有株式の数の割合(%)
-	-	-	1
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

#### 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計			-		

#### (2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

#### (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第57期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月27日 関東財務局長に提出

#### ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第58期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月10日 関東財務局長に提出 事業年度 第58期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年2月13日を目処に関東財務局長に提出予定

#### 八【訂正報告書】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ベネッセホールディングス(E04939) 公開買付届出書

#### 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ベネッセホールディングス 本店

(岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号)

株式会社ベネッセホールディングス東京本部

(東京都多摩市落合一丁目34番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

2【会社以外の団体の場合】 該当事項はありません。

3 【個人の場合】 該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

### 1【株券等の所有状況】

### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	49,233 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券(	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	49,233	-	-
所有株券等の合計数	49,233	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	15,602 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	1	-	-
新株予約権付社債券	1	-	-
株券等信託受益証券( )	1	-	-
株券等預託証券 ( )	1	-	-
合計	15,602	-	-
所有株券等の合計数	15,602	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

#### (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	33,631 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	1	-	-
株券等信託受益証券(	-	-	-
株券等預託証券 ( )	1	-	-
合計	33,631	-	-
所有株券等の合計数	33,631	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

#### (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】 【特別関係者】

(平成24年2月1日現在)

氏名又は名称	株式会社マルユ
住所又は所在地	兵庫県芦屋市東山町5番7号
職業又は事業の内容	不動産管理業・経営コンサルタント
連絡先	連絡者 株式会社マルユ 岡田 久 連絡場所 兵庫県芦屋市東山町 5番7号 電話番号 0798-65-5888
公開買付者との関係	公開買付者との間で、議決権その他の権利を行使すること及び買付け等の 後に相互に当該株券等を譲渡し又は譲り受けることを合意している者

(注)マルユ、木下氏及び当社は、本公開買付応募契約において、本スクイーズアウト手続により応募対象外株式に代わりマルユが交付を受ける対象者株式又はマルユ若しくは木下氏が本件再出資により取得する対象者株式について、本件コール・オプション、本件プット・オプション及び本件タグ・アロングについての合意をしていることから、本スクイーズアウト手続により応募対象外株式に代わりマルユが交付を受ける対象者株式又はマルユ若しくは木下氏が本件再出資により取得する対象者株式は本公開買付けによって当社が買付け等をする株券等の種類とは異なるものの、マルユは当社との間で買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し又は譲り受けることを合意している者に該当すると判断し、買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し又は譲り受けることを合意している者との記載をしております。

#### (平成24年2月1日現在)

氏名又は名称	木下 雅勝
住所又は所在地	兵庫県西宮市高松町15番41号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役会長
連絡先	連絡者 株式会社アップ 松本 浩志 連絡場所 兵庫県西宮市高松町15番41号 電話番号 0798-64-8100
公開買付者との関係	公開買付者との間で、買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し又は譲り 受けることを合意している者

(注)マルユ、木下氏及び当社は、本公開買付応募契約において、マルユ又は木下氏が本件再出資により取得する対象者株式について、本件コール・オプション、本件プット・オプション及び本件タグ・アロングについての合意をしていることから、マルユ又は木下氏が本件再出資により取得する対象者株式は本公開買付けによって当社が買付け等をする株券等の種類とは異なるものの、木下氏は当社との間で買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し又は譲り受けることを合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

#### (平成24年2月1日現在)

氏名又は名称	尾上 嘉基
住所又は所在地	兵庫県西宮市高松町15番41号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役社長(代表取締役) 株式会社お茶の水ゼミナール 取締役
連絡先	連絡者 株式会社アップ 松本 浩志 連絡場所 兵庫県西宮市高松町15番41号 電話番号 0798-64-8100
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

#### (平成24年2月1日現在)

氏名又は名称	松尾 秀彦
住所又は所在地	兵庫県西宮市高松町15番41号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役 株式会社お茶の水ゼミナール 取締役
連絡先	連絡者 株式会社アップ 松本 浩志 連絡場所 兵庫県西宮市高松町15番41号 電話番号 0798-64-8100
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	田辺 岳雄
住所又は所在地	兵庫県西宮市高松町15番41号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 従業員 株式会社お茶の水ゼミナール 取締役
連絡先	連絡者 株式会社アップ 松本 浩志 連絡場所 兵庫県西宮市高松町15番41号 電話番号 0798-64-8100
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

### 【所有株券等の数】

### 株式会社マルユ

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	20,400(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券()	-	•	-
合計	20,400	-	-
所有株券等の合計数	20,400	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

### 木下 雅勝

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	11,609(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	11,609	-	-
所有株券等の合計数	11,609	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

尾上 嘉基

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	946 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	1	-	1
新株予約権付社債券	1	-	1
株券等信託受益証券( )	1	-	-
株券等預託証券 ( )	1	-	-
合計	946	-	1
所有株券等の合計数	946	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

松尾 秀彦

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	505 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	1	-	-
新株予約権付社債券	1	-	-
株券等信託受益証券(  )	1	-	-
株券等預託証券 ( )	ı	-	-
合計	505	-	-
所有株券等の合計数	505	-	1
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

<sup>(</sup>注)上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(2,864株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数28個を含めております。

田辺 岳雄

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	171 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券(	-	-	-
株券等預託証券( )	1	-	1
合計	171	-	1
所有株券等の合計数	171	-	
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

2【株券等の取引状況】 (1)【届出日前60日間の取引状況】 該当事項はありません。

#### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

#### (1)本公開買付応募契約

当社は、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルユが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルユによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

#### (2)有価証券担保差入証

マルユは、株式会社三菱東京UFJ銀行との間で、平成16年7月15日付「有価証券担保差入証」に基づき、その所有する対象者の普通株式1,700,000株(所有割合:16.49%(小数点以下第三位を四捨五入))に対して、株式会社三菱東京UFJ銀行を担保権者とする担保権を設定しております。なお、マルユによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 該当事項はありません。

#### 第4【公開買付者と対象者との取引等】

#### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1)公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

当社は、対象者との間で「資本・業務提携契約」及び「株式譲渡契約」を締結しております。

対象者は、上記「資本・業務提携契約」及び「株式譲渡契約」に基づき、平成22年5月31日付で当社の100%子会社であった株式会社お茶の水ゼミナールの発行済株式総数の50%(取得金額229百万円)を取得し、関連会社とするとともに、平成22年5月31日付で株式会社お茶の水ゼミナールに対し社外取締役3名を派遣しております。

また、当社は、上記「資本・業務提携契約」に基づき、平成22年6月24日付で対象者に対し社外取締役2名を派遣するとともに、平成22年12月17日付で対象者の自己株式479,382株を引き受ける等により、対象者株式の所有割合を15%強に高め、対象者を持分法適用関連会社としております。

さらに、当社及び対象者は、上記「資本・業務提携契約」に基づき、経営上の各種情報・ノウハウについての交換、共有として、当社グループが既に持つ教材開発などのコンテンツやノウハウと、対象者が保有する優秀な講師陣や教育コンテンツとを組み合わせることによるシナジー効果を得ることを目的に、協業の検討を進めること、木下氏を、当社の100%子会社である株式会社ベネッセコーポレーションの顧問に招聘し、当社グループ全体の通信教育事業及び学習塾・予備校事業、並びに模試事業についての助言をしていただくこと等を実施しております。

#### (2)公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

<sup>´</sup> 当社の100%子会社である株式会社ベネッセコーポレーションは、木下氏による当社に対する事業アドバイス・経営アドバイス業務の提供を目的として、木下氏との間で、平成23年4月1日付で顧問契約を締結しております。

#### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1)公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

当社は、マルユ及び木下氏との間で、平成24年1月31日付で本公開買付応募契約を締結し、(i)マルユが所有する対象者の普通株式(所有株式数:2,040,000株、所有割合:19.79%(小数点以下第三位を四捨五入))について、設定された担保権を解除のうえ(マルユによれば、本届出書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本届出書提出日以降、担保権の解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。)、そのうち1,000,000株(所有割合:9.70%(小数点以下第三位を四捨五入))を本公開買付けにおいて応募し、応募対象外株式については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する対象者の普通株式(所有株式数:1,160,900株、所有割合:11.26%(小数点以下第三位を四捨五入))の全てについて、本公開買付けに応募すること、並びに(iii)対象者の従業員及び役員が所有する対象者の普通株式(対象者の従業員持株会及び役員持株会を通じて所有する対象者の普通株式を含みます。)の全てについて、本公開買付けへの応募がなされるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しています。

また、当社、マルユ及び木下氏は、本スクイーズアウト手続完了後の対象者の株主が当社のみとなる場合であってもマルユ又は木下氏のいずれかが対象者の株主となるよう、本公開買付応募契約において、マルユ又は木下氏のいずれかは、本スクイーズアウト手続の実施により対象者の株主が当社のみとなった場合、本スクイーズアウト手続の完了後速やかに、当社の要請に従い、マルユ又は木下氏のいずれかの対象者に対する出資比率(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合をいいます。)が5%程度となるよう、本件再出資をする旨を合意しております。

その他、本公開買付応募契約の概要は以下のとおりです。

本スクイーズアウト手続に関する合意

マルユ及び木下氏は、当社との間で、(i)本スクイーズアウト手続が完了するまでの間、その所有する対象者の株式について株主権を行使しないこと、(ii)本公開買付けが成立した場合であって、本株主総会又は本臨時株主総会及び本株主総会又は本臨時株主総会と同日付で開催される本種類株主総会において対象者の発行済株式の全部又は一部につき議決権を有するときは、当該株主総会における当該議決権の行使について、当社の指示に従うこと、並びに(iii)本スクイーズアウト手続が実行されるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しております。対象者の役員に関する合意

マルユ及び木下氏は、当社との間で、上記 (ii)記載の対象者株主総会において、当社の指名する者の対象者の取締役又は監査役への選任が行われるよう、当社の要請に従い、必要な協力を行うことを合意しております。

また、木下氏は、当社との間で、やむを得ない事由が発生した場合等を除き、平成27年3月末日までの間は、対象者の取締役の地位を辞任せず、また再任を拒否しないこと、さらに、当社が希望する場合、当該期間経過後の木下氏の対象者の取締役等への就任について、当社との間で誠実に協議することを合意しております。対象者の株式に関する合意

マルユ及び木下氏は、当社との間で、譲渡等禁止期間が経過するまでの間、マルユ又は木下氏はその所有する対象者の株式を譲渡等してはならないこと、及び譲渡等禁止期間後においてマルユ又は木下氏のいずれかが譲渡等を希望する場合には、当社は、当該譲渡等の相手方に優先して、当社又は当社の指定する者に、当該株式を譲渡するよう請求することができることを合意しております。

また、当社は、一定の事由((i)木下氏が対象者の取締役でなくなった場合、(ii)応募対象外株式等の全部又は一部をマルユが所有している間に、マルユの株主構成が変化した場合、(ii)マルユ又は木下氏が本公開買付応募契約の義務(注1)に違反した場合、(iv)マルユ又は木下氏が本公開買付応募契約の表明及び保証(注2)に違反した場合、又は(v)本スクイーズアウト手続が完了した場合)のいずれかが生じた場合、本件コール・オプションを行使することができることとされ、マルユ又は木下氏のいずれかは、一定の事由((i)当社に本公開買付応募契約に定める義務(注3)の違反が存する場合、(ii)当社に本公開買付応募契約に定める表明及び保証(注4)の違反が存する場合、又は(iii)本公開買付応募契約締結日から3年間が経過した場合)のいずれかが生じた場合、本件プット・オプションを行使することができることとされております。さらに、マルユ又は木下氏のいずれかが対象者の応募対象外株式等を所有している間に、当社が当社の所有する対象者の株式の全部を第三者へ譲渡等することを希望する場合、マルユ又は木下氏のいずれかはその所有する対象者の応募対象外株式等の全部について、本件タグ・アロングを行使することができるとされております。

#### 本公開買付応募契約の解除

マルユ及び木下氏は、当社に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証(注4)の重大な違反が存する場合又は当社に本公開買付応募契約に定める義務(注3)の重大な違反が存する場合には、本公開買付応募契約を解除することができます。

当社は、マルユ又は木下氏に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証(注2)の重大な違反が存する場合、本公開買付応募契約に定める義務(注1)の重大な違反が存する場合、又は本公開買付けに賛同し株主に応募を推奨する旨の対象者の取締役会決議が行われず、当該取締役会決議が変更・撤回され、当該取締役会決議が行われた旨が公表されず、当該取締役会決議が変更・撤回された旨が公表され、若しくは当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが確実ではないと当社が合理的に判断した場合には、本公開買付応募契約を解除することができます。

なお、マルユ若しくは木下氏又は当社のいずれかによって本公開買付応募契約が解除された場合であっても、マルユ及び木下氏がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

(注1)本公開買付応募契約において、マルユ及び木下氏は、上記に記載した各義務のほか、(i)対象者をして通常の業務の 範囲外の行為を行わせない義務、(ii)本公開買付けと抵触する勧誘行為等の禁止義務、(iii)本公開買付けへの応 募以外の方法による対象者の株式の第三者への処分等の禁止義務、(iv)当社の教育事業又は対象者の事業との競業 禁止義務・対象者役職員の勧誘等禁止義務、(v)秘密保持義務及び(vi)契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を 負っております。

- (注2)本公開買付応募契約において、マルユ及び木下氏は、マルユ及び木下氏に関する事項として (i) マルユの適法・有効 な設立及び存続(ii)マルユ及び木下氏による本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の 存在並びにマルユによる本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な手続の履践、(iii)本公開買付応募契約の法 的拘束力及び強制執行可能性、(iv)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、 (v) 本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(vi) 反社会的勢力との関係の不存在、 (vii)対象者普通株式の適法かつ有効な所有、所有する対象者株式に対する負担又は制限の不存在、対象者の株式を 取得する権利の不存在及び対象者の潜在株式等を所有していないこと、所有する対象者株式の帰属に関する第三者からの請求等の不存在、対象者株主としての権利に関する契約等の不存在、並びに(viii)マルユの発行済株式の適法 かつ有効な発行及び潜在株式等の不存在並びにマルユの株主構成を、対象者に関する事項として(i)対象者の適法 ・有効な設立及び存続、( i i ) 反社会的勢力との関係の不存在、( i i i ) 対象者の発行済株式の適法かつ有効な発行、 対象者の潜在株式等の不存在、株主との間の株式の取扱い・経営事項に関する合意の不存在、(iv)有価証券報告書 等の正確性、(v)財務諸表の正確性・公正性及び簿外債務等の不存在、(vi)後発事象の不存在、(vii)対象者の締結する重要な契約の法的拘束力及び強制執行可能性、当該契約についての訴訟等・クレーム等・司法・行政機関等の 判断等の不存在、(viii)事業の遂行上必要な資産の適法かつ有効な所有又は使用権限の保有及びその運営・管理・ 価値に悪影響を及ぼす事由又は現行態様での使用を制限し若しくは支障となる事由の不存在、(ix)事業の遂行上必 要な知的財産権の適法かつ有効な所有又は使用権限の保有及び現行の態様での使用を制限し若しくは支障となる事 由の不存在、対象者による第三者の知的財産権侵害の連絡の未受領、並びに第三者へのライセンス付与の不存在、 (x) 所有又は使用するシステム等の適切な保守等及び現行の態様での使用を制限し若しくは支障となる事由の不存 在、(xi)労働関連の法令等の違反の不存在、労働基準監督署等からの勧告・指導等の不存在、労働災害の不存在、役 職員への金銭支払義務の履行、労働紛争の不存在、労働組合等の不存在、従業員に対する利益供与等又は雇用条件引上 げを要求しうる契約等の不存在、(xii)公租公課等の適時かつ適法な支払い等、(xiii)法令等の遵守及び事業遂行 に必要な許認可等の取得及び遵守、許認可等の無効・取消等となる事由の不存在、(xiv)対象者を当事者とする訴訟等・クレーム等の不存在、(xv)マルユ又は木下氏及びその関係者との間の取引・契約等の不存在、(xvi)開示情報 の正確性、重要情報は全て開示済みであること等、及び未開示の重要事実の不存在、並びに(xvii)本公開賞付応募契 約に関連するマルユ又は木下氏のアドバイザー等への支払いに係る当社又は対象者の負担の不存在を表明及び保証 しております。
- (注3)本公開買付応募契約において、当社は、(i)秘密保持義務及び(ii)契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。
- (注4)本公開買付応募契約において、当社は(i)当社の適法・有効な設立及び存続。(ii)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の存在並びに必要な手続の履践。(iii)本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性。(iv)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践。(v)本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、並びに(vi)反社会的勢力との関係の不存在を表明及び保証しております。

EDINET提出書類

株式会社ベネッセホールディングス(E04939)

公開買付届出書

#### (2)公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年1月31日開催の対象者取締役会において、当社、マルユ及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券から取得した対象者の株式価値に関する算定書並びに当社、マルユ及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである堂島総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付価格その他の諸条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、上記取締役会では、当社の100%子会社である株式会社ベネッセコーポレーションの顧問を兼任する対象者取締役会長の木下氏、並びに当社及び株式会社ベネッセコーポレーションより派遣されている2名の社外取締役(明田 英治氏、坪井 伸介氏)を除く対象者取締役全員が出席し、定足数を満たした適法な取締役会が開催され、当該出席した対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、独立役員である社外監査役を含む対象者監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

### 第5【対象者の状況】

## 1 【最近3年間の損益状況等】 (1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

( = ) L :			
決算年月	-	-	-
1 株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	株式会社東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成23年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成24年 1月
最高株価(円)	663	663 636 669 650 625 575 560					
最低株価(円)	592	502	556	613	567	536	534

## 3【株主の状況】 (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

	株式の状況(1単元の株式数 株)					W - T ***			
区分	政府及び地	金融機関	金融商品取るの他の	双 その他の	外国法	法人等	個人その他	B   7.0/4	単元未満株式の状況
	方公共団体	立 照 ( 茂 ( 美 )	引業者	法人	個人以外	個人	一個人での他	計	(株)
株主数 (人)	-	•	-	ı	1	•	-	1	-
所有株式数 (単位)	-	-	-	,	-	-	-	-	-
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

#### (2)【大株主及び役員の所有株式の数】 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

#### 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	•	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	=	-	-

#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月28日 近畿財務局長に提出 事業年度 第34期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月27日 近畿財務局長に提出

#### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第35期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月14日 近畿財務局長に提出 事業年度 第35期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年2月14日を目処に近畿財務局長 に提出予定

#### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

#### 【訂正報告書】

訂正報告書(上記第33期有価証券報告書の訂正報告書)を平成22年9月21日に近畿財務局長に提出

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アップ 本店

(兵庫県西宮市高松町15番41号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 5【その他】

「平成24年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表 対象者は、平成24年1月31日に、東京証券取引所において、「平成24年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当該第3四半期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、以下の公 表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しう る立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

<u>еш «У-И/И»</u>	
会計期間	平成24年 3 月期 第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
売上高	6,397,400千円
売上原価	4,819,963千円
販売費及び一般管理費	676,852千円
営業外収益	12,179千円
営業外費用	8,255千円
四半期純利益	490,790千円

#### 1株当たりの状況

会計期間	平成24年 3 月期 第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	47.61円
1 株当たり配当額	0.00円

(2) 「平成24年3月期配当を修正し無配とするお知らせ」の公表

対象者は、平成24年1月31日に、東京証券取引所において、「平成24年3月期配当を修正し無配とするお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成24年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条 件に、平成24年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照 ください。